平成２９年（フ）第１０１２号
宮城県黒川郡大郷町味明字樋場上69番地の３　スターサイド大郷Ｂ棟102
破産者　佐藤　裕寿
１　決定年月日　平成30年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第４号
仙台市宮城野区五輪２丁目９番12―605号、従前の住所岩手県奥州市水沢区字北田151番地５
破産者　稲葉　範昭
１　決定年月日　平成30年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第２５４号
茨城県土浦市虫掛3300番地　虫掛アパート302号室、申立時の住所茨城県土浦市虫掛3470番地１　グレース・ヴィラ壱番館101
破産者　亀井　和輝
１　決定年月日　平成30年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第２６０号
茨城県つくば市明神381番地14　イエローハイツ茎崎101号
破産者　工藤富美江
１　決定年月日　平成30年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第３２９号
相模原市緑区二本松３丁目31番15号　ストランドハウスＢ―102
破産者　田中　玲子
１　決定年月日　平成30年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第３３０号
相模原市緑区二本松３丁目31番15号　ストランドハウスＢ―102
破産者　田中　聡美
１　決定年月日　平成30年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第５１３号
相模原市南区東林間４丁目12番８号　ヴァルハイマート東林間104
破産者　田頭　一憲
１　決定年月日　平成30年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第１１号
相模原市緑区大山町８番13号　井上産業ビル202号室
破産者　高橋　邦忠
１　決定年月日　平成30年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第４２号
相模原市中央区清新５丁目17番３号
破産者　辻本　宏己
１　決定年月日　平成30年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第１６２号
長野県下高井郡山ノ内町大字平穏7148番地の31　ホテルハイツ
破産者　高相　　博
１　決定年月日　平成30年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３１２号
岐阜市大洞西５番６―102号　（市営住宅大洞団地）
破産者　村瀬　義晴
１　決定年月日　平成30年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第１６９号
岐阜県関市小瀬南２丁目４番108号、前住所岐阜県関市巾３丁目14番地１　エスペランサ301
破産者　太田眞智子
１　決定年月日　平成30年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第３７２号
岐阜県瑞穂市生津滝坪町１丁目100番地
破産者　加藤　由美（旧姓長谷川）
１　決定年月日　平成30年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第３３号
岐阜市領下３丁目４番地（ＤＯＭＥ01　302号室）、前住所岐阜市五坪２丁目６番14号
破産者　永井竜太郎
１　決定年月日　平成30年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第１９２５号
愛知県知多郡東浦町大字石浜字三本松１番地の１　県営東浦住宅11棟101号、従前の住所愛知県知多郡東浦町大字生路字小太郎88番地
破産者　長坂　　功
１　決定年月日　平成30年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１９３６号
名古屋市港区木場町８番地の55　木場団地２棟803号
破産者　松本千賀子（旧姓仲村）
１　決定年月日　平成30年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２０２６号
愛知県半田市瑞穂町９丁目15番地の１　ラデュレⅡ202号、従前の住所愛知県半田市相賀町１番地の104　ナビウッディ半田マンションⅡ番館302号
破産者　榊原　次雄
１　決定年月日　平成30年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２１１３号
名古屋市北区元志賀町１丁目36番地の２　グランドゥール元志賀103号、従前の住所名古屋市北区中丸町２丁目66番地　アーバニア志賀公園二番街１棟307号
破産者　枡谷建築工房こと　枡谷　恭充
１　決定年月日　平成30年４月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部